

横須賀市立地適正化計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画の策定に資するため、庁内に横須賀市立地適正化計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、都市部都市計画課長をもって充て、副委員長は、都市部開発指導課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(代理等)

第6条 委員は、会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人は、会議において委員の権限を有し、その出席は、委員の出席とみなす。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市部都市計画課において行う。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市長室基地対策課長 経営企画部企画調整課長 同都市戦略課長 まち
づくり政策担当部まちづくり政策課長 財務部財務課長 同FM推進課
長 文化スポーツ観光部企画課長 同文化振興課長 同商業振興課長
同観光課長 税務部資産税課長 市民部地域コミュニティ支援課長 同
危機管理課長 福祉部地域福祉課長 同介護保険課長 健康部地域医療
推進課長 同市立病院課長 こども育成部こども育成総務課長 同保育
課長 環境政策部環境企画課長 同自然環境共生課長 同公園建設課長
経済部企業誘致・工業振興課長 同農業振興課長 都市部都市計画課
長 同まちなみ景観課長 同開発指導課長 同建築指導課長 土木部河
川・傾斜地課長 みなと振興部港湾企画課長 上下水道局技術部計画課
長 消防局警防課長 教育委員会事務局教育総務部教育政策課長 同中
央図書館長